

欧州委員会，エンフォースメント指令の適用状況に関する分析結果を公表

2011年1月10日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州委員会は、2010年12月22日、「エンフォースメント指令の適用（Application of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights）」と題する欧州議会，EU理事会，欧州経済社会委員会および地域委員会への報告書（COM(2011) 779 final）を公表した。

本報告書は、2004年5月20日に発効したエンフォースメント指令（2004/48/EC）の影響について、各加盟国の実施状況の分析・評価を行ったものであり、エンフォースメント指令が著作権，特許，商標，意匠，地理的表示，植物育種者権等の権利の執行の高いレベルでの欧州法的基準を創出したものの，特にインターネットによる知的財産権の侵害が予期できなかった程に増加しており憂慮すべきであるとしている。また，本報告書の付属文書（SEC(2010) final）には，より詳細な分析結果がまとめられている。

欧州委員会は、2011年3月31日まで，欧州議会，閣僚理事会，加盟国，欧州経済社会委員会および地域委員会，その他のあらゆる関心のある関係者からの本報告書に対するフィードバックを歓迎するとしている。

本報告書は，知的財産権のより効果的な保護とよりよく機能する域内市場のために明確化が必要である事項として，具体的に次の点を指摘している。

・デジタル環境の特有の課題（3.1）

多くのオンラインサイトが，権利者の同意を得ない保護された作品のオンライン配信を行ったり，幫助したりしていることから，既存の法的枠組の制限が明確なかたちで課される必要がある。

・指令の範囲（3.2）

エンフォースメント指令は欧州または国内法の下で保護される知的財産権の侵害に対して適用されるものであるが，エンフォースメント指令がカバーする知的財産権の定義を含んでいない。多くの場合に国内の不正競争防止法においてカバーされているドメインネームやノウハウを含む営業秘密等に関し，商業上の不法行為が増加傾向にあることから，エンフォースメント指令においてカバーされる知的財産権のミニマムリストを導入することが有益である。

・ 中間業者の概念と差止の実行可能性 (3.3)

エンフォースメント指令は、中間業者の概念について、知的財産権を侵害する第三者によって利用されたサービスを提供する中間業者の全てを含む、広い解釈を与えている。これは、侵害者と直接的な契約関係や接点をもたない中間業者にさえもエンフォースメント指令によって規定される手段が課されることを意味している。知的財産権の侵害被疑品を輸送する中間業者は知的財産権の侵害品の流通の抑制において主導的な役割を果たすことができ、オンライン市場や検索エンジン等のインターネットプラットフォームは、特に予防手段や「通知と削除」ポリシーによって侵害を減少させることに重要な役割を担うことができる。また、インターネットサービスプロバイダーは、全てのインターネットユーザーと権利者を繋ぐ中間業者として、顧客が犯す不法行為によってしばしば不名誉な立場に立たされている。

エンフォースメント指令は、中間業者に対する差止をいつどのように行うかについて、各加盟国に判断を委ねているが、より効果的に行うために、差止が中間業者の責任によって決められるべきではないことを明確にすることが有効である。また、中間業者がオンラインでの侵害の予防と停止に貢献する有利な立場にいるという前提において、欧州委員会は中間業者をより密接に取り込む方法を探索すべきである。

・ 情報に対する権利とプライバシーの法律の間の適正なバランスの問題 (3.4)

情報に対する権利は、侵害者等に対し、知的財産権を侵害した物品の出所や流通ネットワークについて権利者に情報提供することを強制するものであるが、一部の加盟国においては、個人情報保護に関する国内法の関係から情報に対する権利が認められるのは極めて限定的である。プライバシーの法律や個人情報保護との適正なバランスが検討されるべきである。

・ 損害の補償と抑制の効果 (3.5)

エンフォースメント指令によって提供される手段、手続、補償は効果的で、バランスが取れ、抑制効果がなくてはならないが、知的財産権の事件において認められる損害は相当低く、エンフォースメント指令の実施の結果、認定される損害が増加したと報告する加盟国はごくわずかである。権利者からの情報によれば、裁判所によって認定される損害は、侵害者が得た利益のレベルに一致していない。

・ 是正手段 (3.6)

「是正手段」の定義の更なる明確化が必要である。特に、知的財産権を侵害しているとされた物品の流通経路からの回収 (recall) と完全な排除 (definitive removal) の区別が、ほとんどの国内法制の下で、明確でない。また、物品がもはや侵害者の所有物でない場合に、これらの手段をどのように適用するかについても明確化が可能である。

・その他の問題 (3.7)

他の問題についても、EU レベルにおける更なる議論に値しうる。第一に、各加盟国がエンフォースメント指令の選択的条項をほとんど採用していない。第二に、国境を越えた事件において証拠を収集する際の問題に対処することが可能な選択肢を導入することが可能である。最後に、知的財産権の侵害品の二次的利用の調和の有効性とそのような調和に関連する潜在的な問題を検討することができる。

— 報告書の本文は、以下参照 —

[Application of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights \(PDF\)](#)

— 報告書の付属文書は、以下参照 —

[Analysis of the application of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the enforcement of intellectual property rights in the Member States \(PDF\)](#)

— エンフォースメント指令 (IPRED) の概要と条文の仮訳は、欧州知的財産ニュース創刊号参照 —

[EU エンフォースメント指令の成立について](#)

[知的財産権の執行を確保するための手段および手続きに関する欧州議会および欧州理事会の指令](#)

(以上)